

八王子市立由井第一小学校 いじめ防止基本方針

1 はじめに(校長の方針)

学校は一人ひとりの個性が認められ、よさが生かされる楽しいところでなくてはならない。悲しい思いをしている子どもを一人も出してはいけないところであることを肝に銘じ、子どもや保護者の気持ちに寄り添い、「いじめ」のない楽しい学校にするために、組織を挙げて取り組んでいく。

学校は、「いじめ」を絶対に許さない。児童がいじめられる事案が発生した場合は、誠意をもってその児童の強い味方としての存在を示し、迅速に保護者・地域、関係諸機関と連携して、「いじめ」の根絶に全力を挙げて適切に対応していく。

「八王子市いじめ防止基本方針」を踏まえ、本校は以下のように行う。

2 「いじめ」の未然防止・対応に関する学校の今後と取組

(1)豊かな心を育む教育計画の編成

規範意識と節度、他人の心情を理解する豊かな心の育成を図る道徳教育の充実と全教科にわたる人権尊重教育の徹底。人間関係を醸成する共同学習と情報モラル指導を実施する。いじめの防止等のための取組に係る達成目標を、学校評価の項目に設定する。

(2)「いじめ」の情報収集と事実の確認・分析

年3回、6月と11月と2月に「いじめに関するアンケート」を実施するとともに、年度初めには「子どもの見守りシート」を全家庭から提出をしてもらう。各学級で担任や教員が把握することのほか、「いじめ相談窓口」担当のいじめ対策委員長・生活指導主任を中心に、児童から直接情報を収集した上で確認と分析・判断を行う。

(3)校内「いじめ防止」の組織体制確立とスクールカウンセラーの活用

全教職員・スクールカウンセラー・その他で構成する「学校いじめ対策委員会」を編成し、教職員の共通理解の下、一元化した指導を行う。週に一回定例開催し、情報を共有する。いじめが疑われる事案が発生した時には、すぐに管理職・いじめ対策委員長・生活指導主任に報告し、必要に応じて招集する。

(4)いじめの未然防止・早期発見

いじめの定義を全教職員で理解しておくとともに、学期に一度、いじめ防止に関する教員の研修を行う。いじめ対応フローチャートを全教職員に共有し、いじめの未然防止・早期発見の必要性を周知する。

(5)いじめ防止対策をより実効的なものにする取組

全学級で「いじめ防止に関する授業」「SOSの出し方に関する教育」を実施し、児童が悩みを一人で抱え込むことがないようにするとともに、思いやりの気持ちをもって児童を育成する。また、6月・7月には「八王子市いのちの大切さを共に考える日」を設定し、道徳科の学習を中心に生命の尊さについて指導を行う。

(6)保護者との連携

保護者会等で、本校のいじめ防止基本方針の内容と「子どもの見守りシート」の活用方法について説明し、Home & schoolで配信したり、学校ホームページに掲載したりして、保護者に周知する。保護者からの情報を集め、いじめの芽を早期に発見して摘み取るように心がける。また、児童に対して「SNS由井ルール」の指導を徹底するとともに、保護者へ周知して家庭との連携を図り、協力を依頼する。